

学校における携帯電話の取扱いに関する ガイドライン

令和2年10月 桜井市教育委員会

学校における携帯電話の取扱いに関する検討の経緯について

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いについては、これまで「携帯電話は教育活動に直接必要のない物」として、小・中学校での携帯電話の持込みの原則禁止、学校における情報モラル教育の充実、「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底等について周知を図ってきたところである。

近年の自然災害（大阪府北部地震等）や児童生徒が被害者となる犯罪の発生等を踏まえ、携帯電話を登下校中等の緊急連絡手段として活用することが期待されている。文部科学省では「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」を設置し、このような視点からの学校における携帯電話の取扱い等について、昨今の児童生徒の携帯電話所有・利用率の上昇を踏まえた上で検討がなされてきた。

そうした中、文部科学省より令和2年7月31日付け初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」において、中学生の学校への携帯電話の持込みについては原則禁止とするが、一定の条件について学校と生徒・保護者間での合意がなされている場合は、学校への持込みを認める考え方を示した。また、このことを受け、奈良県教育委員会より「学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」が示された。

桜井教育委員会では、文部科学省や奈良県教育委員会 が示した取扱い内容を確認しながら、児童生徒に対し、携帯電話使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等に関する指導にこれまで以上に積極的に取り組みつつ、学校における携帯電話の取扱いがより適切に行われるよう、改めてガイドラインを定めた。

～「携帯電話」の定義～

本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下の物をいう。

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能を搭載しているもの）
- ・通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なフィーチャーフォン（通称「ガラケー」）やスマートフォン

※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は含まない。

小学校・中学校

従来どおり原則禁止

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについて原則禁止とする。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合、その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の生徒の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）がある場合、以下の事項に留意した上、学校長の許可の下、例外的に持ち込みを認めることとする。
 - ① 学校長に対し携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請し、許可されれば例外的に持ち込みを認めることとする
 - ② 持ち込み許可が出た場合は、校内での使用を禁止し、登校後すぐに学校で預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないようにすること
 - ③ 登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭と連携しつつ配慮すること
 - ④ フィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話を使用すること
 - ⑤ 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が家庭において適切に行われるよう、家庭でのルールや約束事などを作成してもらうこと